

○市川三郷町建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要綱

平成17年10月 1 日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、建設工事の公共性及びその特殊性にかんがみ、市川三郷町の発注する工事の公正かつ自由な競争、業者の適格性及び工事施工能力等の確保を図るために、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の規定に基づき、指名競争入札を行う場合の参加者の資格及び選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 市川三郷町が発注する工事の競争入札に参加しようとする者は、建設業法（昭和24年法律第100号。）第27条の23第1項の規定により、国土交通大臣、又は知事が行う経営事項審査を受けることを要件とする。

(令5告示6・一部改正)

(競争入札参加者の申請)

第3条 国土交通大臣又は知事の行う経営事項審査を受けた者で、山梨県内に本店を有する者のうち市川三郷町が発注する工事の競争入札に参加しようとするものは、建設工事入札参加資格申請書に、県から通知のあった審査結果（写し）を添付して提出しなければならない。

2 国土交通大臣の行う経営事項審査を受けた者で、山梨県以外にその本店を有する者及び山梨県以外の知事が行う経営事項審査を受けた者のうち、市川三郷町が発注する工事の競争入札に参加しようとするものは、建設工事入札参加資格申請書に、審査結果（写し）を添付して提出しなければならない。

(令3告示22・令5告示6・一部改正)

(資格審査)

第4条 契約担当者は、入札参加申込者について適格性及び工事施工能力について審査を行い、次に該当する者を適格者とし、適格者は入札参加有資格者名簿に登載するものとする。

(1) 前条第1項の許可を受けて建設業を営む者であること。

(2) 過去2年間に於いて、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当しなかったものであること。ただし、その期間は、情状により短縮することができる。

2 契約担当者は、前項によって有資格者と認められた者について、次に掲げるところにより、経営に関する客観的事項を審査して工事施工能力等を把握するものとする。

(1) 前条第1項及び第2項により申請した者については、提出された審査結果（写し）により行う。

(2) この資格審査の有効期間は、審査基準日後の最初の4月1日から2年間とし、資格審査は隔年ごとに実施するものとする。ただし、新規及び業種の追加についても資格審査を行うが、

この有効期間は資格基準日後の最初の4月1日から1年間とする。

(令3告示22・令5告示6・一部改正)

(格付及び指名選定基準額)

第5条 契約担当者は、前条第2項による経営に関する客観的事項の審査結果を参考に工事種別に別表第1のとおり等級を設けて格付を行うものとし、それぞれの等級にかかわる指名選定基準によって、指名を行うものとする。指名選定基準額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、工事の執行上必要があるとき及び工事内容、工事場所を勘案して、指名者数の2分の1を超えない範囲において上位又は下位等級に格付されたものの中から選定することができる。

2 指名業者の選定については、市川三郷町に本店又は支店を有する者を優先する。

(令3告示22・令5告示6・一部改正)

(指名選定業者数)

第6条 指名競争入札の方法による工事の指名選定業者数は、別表第3に定めるとおりとする。

(令5告示6・一部改正)

(指名業者の選定)

第7条 契約担当者は、市川三郷町入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）において、前条に定める入札参加資格のほか工事内容により業者を選定する。

(1)から(5)まで 削除

(令3告示22・令5告示6・一部改正)

第8条 削除

(令5告示6)

(指名選定の停止)

第9条 指名選定の停止については、別に定める「市川三郷町建設工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」により行うものとする。

(令3告示22・全改)

(指名選定の特例)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合で、審査会において必要があると認めたときは、第5条第1項から第7条までの規定にかかわらず特別に業者を指名することができる。

- (1) 災害応急工事等特に緊急を要する場合
- (2) 特殊な機械又は技術及び経験を要する工事の場合
- (3) その他審査会において特に必要と認める工事の場合

(令3告示22・令5告示6・一部改正)

(告示の準用)

第11条 この告示は、市川三郷町が発注する建設工事に係る測量、調査、設計、監理等の委託業務に係る業者選定を行う場合にもこれを準用する。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日告示第22号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月17日告示第6号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（令3告示22・一部改正）

有資格建設業者の等級格付

等級	経営に関する客観的事項の審査結果の数値			
	土木一式	建築一式	管及び水道	電気
A	810点以上	810点以上	700点以上	810点以上
B	670点以上810点未満	670点以上810点未満	600点以上700点未満	670点以上810点未満
C	670点未満	670点未満	600点未満	670点未満

別表第2（第5条関係）

（令3告示22・令5告示6・一部改正）

発注の基準

等級	附請負金額			
	土木一式	建築一式	管及び水道	電気
A	500万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円以上
B	100万円以上5,000万円未満	100万円以上9,000万円未満	100万円以上3,000万円未満	100万円以上3,000万円未満
C	2,000万円未満	5,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満

別表第3（第7条関係）

（令3告示22・令5告示6・一部改正）

指名選定業者数

附請負金額	指名者数
1,000万円未満	5社以上
1,000万円以上5,000万円未満	6社以上
5,000万円以上	8社以上

ただし、次の場合はこの限りでない。

- 1 特殊な技術を要する工事
- 2 地域の実情を勘案して、これにより難しい工事
- 3 その他これらに準ずるものとして審査会において認める場合